

△資料紹介▽

金井延関係、農商務省所管、明治・大正期  
重要調査会資料（一）

小 岩 信 竹

目 次

- 一 序
- 二 第三回農商工高等會議関係資料（以上本号）
- 三 生産調査会活動時期工場法関係資料
- 四 経済調査会関係資料

一

51  
金井延は、慶応元年に遠江国磐田郡三川村に生まれ、東京、ベルリン等で勉学を重ねた後、東京帝国大学法科大学教授となり、<sup>(1)</sup>経済学、財政学の研究や教育にたずさわった経済学者である。金井は、ドイツ歴史学派経済学を日本に本格的に導入した人物であり、<sup>(2)</sup>明治・大正期を中心に学界等で活動し、昭和八年に没した。<sup>(3)</sup>明治・大正期には、政府が設置した重要調査会があった。その主なものは、大蔵省所管の貨幣制度調査会や、<sup>(4)</sup>農商務省所管の農商工高等會議、<sup>(5)</sup>生産調査会、<sup>(6)</sup>経済調査会などである。金井は、これらのうちの、貨幣制度調査会、第三回農商工高等會議及び経済調査会に、特別委員、議員、委員として参加した。

これらの調査会は、時々的重要經濟問題を政府より諮問され、答申を行うことを目的に作られたものであり、政府の政策決定過程に大きな影響を持ったものであるため、社会政策や經濟史の研究史上においても注目され、分析も行われてきている。<sup>(7)</sup>ところで、重要調査会においては、議員、委員等に資料等が配付され、また議員、委員は自らも資料を集めたと思われるが、農商務省所管の重要調査会に関連する資料で、金井の手許に集められた資料を中心とするものが、弘前大学付属図書館に未整理の状態で所蔵されている。本稿はそれらの資料を紹介することを目的とするものである。

金井延関係の重要調査会資料は、元弘前大学学長柳川昇が弘前大学に寄贈した書籍等より成る柳川文庫に混入していたものである。柳川文庫は、柳川個人の旧蔵書と、東京大学經濟学部旧蔵の重複本で、柳川の尽力によりもらい受けてきたものより成り、金井関係資料はいずれかに含まれていたものと思われるが、詳細は不明である。ただし、重要調査会では工場法の制定の是非が重要問題であったため、その資料には工場法関係資料が多く含まれており、『日本労働運動史料』の編纂に参画した柳川が、これらの資料を入手していても不自然ではない。<sup>(8)</sup>

ところで、明治・大正期重要調査会資料は、国立公文書館にも所蔵されており、<sup>(9)</sup>また、一部は『日本労働運動史料』等に掲載されている。<sup>(10)</sup>本稿では、既知資料や他機関での利用が可能な資料はいくつかの例外を除いて概略を示すに止め、手書き、謄写(太字、青色)版、謄写(ガリ)版印刷資料等を中心に紹介することにした。なお、これらの資料の中には、金井が委員にならなかつた、生産調査会の活動時期に印刷された工場法関係資料が相当数含まれている。これらが金井の手によって収集されたものか、後に混入したのかは不明である。<sup>(11)</sup>本稿では、これらの資料もあわせて紹介しておきたい。

- (1) 金井延については、社会思想研究会編『河合荣治郎全集』第八卷、社会思想社、一九六九年が詳しい。同巻は、「明治思想史の一断面——金井延を中心として——」及び解説等より成る。本文部分は、河合荣治郎『金井延の生涯と学蹟』、日本評論社、一九三九年を、伝記部分を増補独立させて改題した著書を復刻したものである。金井については、大内兵衛『経済学五十年』、東京大学出版会、一九六〇年も見よ。
- (2) 「そもそも、金井先生が盛名を得たのは、彼の『社会経済学』であった。彼はそれにより日本第一の経済学者となったのであるが、この本はビンからキリまでワグナーによったものらしい。先生はベルリン大学でワグナーに習ったのであり……」(大内前掲書、一〇頁)。
- (3) 河合前掲書所収、附録、「金井延の略年譜」参照。
- (4) 貨幣制度調査会については、同会編『貨幣制度調査会報告』、一八九五年(大蔵省他編『明治前期財政経済史料集成』第十二卷所収、明治文献資料刊行会版、一九六四年、日本銀行調査局編『日本金融史資料明治大正編』第十六、十七卷所収、大蔵省印刷局、一九五七—八年前所収)等参照。
- (5) 夫々の調査会の概要については、通商産業省『商工政策史』第四卷、商工政策史刊行会、一九六一年参照。
- (6) 夫々の調査会によって名称が異なる。貨幣制度調査会には特別委員が選ばれ、農商工高等会議には議員が選ばれ、経済調査会では委員が選ばれた。
- (7) 第三回農商工高等会議及び生産調査会について、大河内一男「労働保護立法の理論について」(『経済学論集』三一—一、一九三三年所収)、『大河内一男集』第一卷、労働旬報社、一九八一年に再録)、籠山京「工場法の成立と実施における官僚群」(高橋幸八郎編『日本近代化の研究』下、東京大学出版会、一九七二年所収)、石井寛治「工場法成立過程の一断面」(高橋幸八郎、安藤良雄、近藤晃編『市民社会の経済構造』、有斐閣、一九七二年所収)、隅谷三喜男「工場法体制と労使関係」(同編『日本労使関係史論』、東京大学出版会、一九七七年所収)等が分析を行っている。また、第三回農商工高等会議については、河合前掲書が詳しい。更に、安良城盛昭、石田雄、大石嘉一郎、利谷信義「産業資本確立期における国家と経済」(高橋幸八郎編『日本近代化の研究』上、東京大学出版会、一九七二年所収)、下田平裕身「明治労働政策思想の形成(上)」、(下)『『経済と経済学』三一、三二、一九七二—三年所収)も見よ。生産調査会については、坂本悠一「工場法の制定と「生産調査会」——ブルジョアジーの対応をめぐる——」(『大樽論叢』九、一九七六年所収)、経済調査会については、原田敬一「一九一〇年代のブルジョアジーと日本興業銀行——『工業銀行』化をめぐる——」(『待兼山論叢』一一、一九七八年所収)、浅井良夫「経済調査会における工業金融問題」(成城大学経済学会編『成城大学経済学部創立三十周年記念論文集』、一九八〇年所収)等がある。

- (8) 同史料第一巻参照。
- (9) 浅井前掲稿は、国立公文書館所蔵史料を紹介、引用している。
- (10) 労働運動史料委員会『日本労働運動史料』第三巻、同委員会、一九六八年。同書第一編「労働者状態と工場法」は、農商工  
 高等会議史料、生産調査会関係史料を多く所収している。
- (11) 本資料が柳川の手に渡った経緯が不明なので、混入資料を厳密に判別することは不可能である。昭和戦前期の資料は明らか  
 に混入したもので、本稿ではこれらは省略した。

## 二

第三回農商工高等会議関係資料の目録は、以下の通りである。

## A 高等会議資料

- 1 農商工高等会議規則〔明治三十年六月〕一冊
- 2 農商工高等会議事規則集〔日欠〕一冊
- 3 題欠（農商工業高等会議ノ職分並ニ議事ノ範圍ハ何ノ）〔日欠〕一冊（三枚）
- 4 農商工高等会議諮問（目録、諮問事項）〔日欠〕一冊
- 5 農商工高等会議議長以下名簿〔日欠〕一冊
- 6 農商工高等会議議員（出欠別）〔日欠〕一冊
- 7 諮問事項第一号ニ対スル答案ノ修正案（金井延提出）〔日欠〕一冊
- 8 工場法案（諮問案）〔日欠〕一冊
- 9 工場法案（委員会案）〔日欠〕一冊

- 10 委員会提出建議（二通重複）〔日欠〕十四通
  - 11 建議案ニ対スル委員会決議事項〔明治三十一年十一月〕一冊
  - 12 農商工高等會議諮問案參考書類（目錄、參考書類）〔日欠〕一冊
  - 13 府県工業取締規則（目錄、規則）〔明治十四〜三十一年の規則を含む〕一冊
- B 関係書類
- 14 工場法案に対する意見書（労働組合期成会）〔明治三十一年十一月〕一冊
  - 15 労働組合期成会工場法案修正意見〔日欠〕一冊
  - 16 陳情書（高岩安太郎、足尾銅山鉅毒関係）〔明治三十年四月〕一冊
  - 17 東京日々新聞記事（農商工高等會議関係）〔明治三十一年十月〕一部

## 資料の概要

第三回農商工高等會議資料については、既刊文献では次のものが、部分ずつを掲載している。

- ①農商工高等會議『第三回農商工高等會議議事録』<sup>(12)</sup>
- ②通省産業省『商工政策史』第四卷<sup>(13)</sup>
- ③労働運動史料委員会『日本労働運動史料』第三卷<sup>(14)</sup>

第三回農商工高等會議の概要については②が詳しく、また①は基本的資料のほとんどを網羅している。③は工場法関係資料を収集したものである。以下では、これらの諸文献を前提としてゆきたい。

さて、資料1、2、5は②に所収されている。<sup>(15)</sup> また6は①の記載に、「抽籤ヲ行ヒ席次ヲ定ム其ノ結果左ノ如シ」

として掲載されている。<sup>16</sup> 4は①、②ともに掲載している。<sup>17</sup> 一方7は①に一部掲載されているが、弘前大学附属図書館所蔵資料は、金井がペン及び鉛筆で訂正を加えたものである。この訂正箇所の一部は①により、会議の席上、金井が読み上げたことがわかる。<sup>19</sup>

次に、14、15は①に所収されている。<sup>20</sup> 16はいずれにも所収されていないが、活字で印刷されている。また非売品となっているが、広く流布した可能性がある。またこの資料（陳情書）は、第三回農商工高等会議開会時期と印刷時期が一致するが、会議と直接結びつくか否かは不明である。

①、②、③に所収されていない資料は3、12、13及び7の一部と16、17である。このうち、13はやや大部のものであるが12の別冊である。また3、7は謄写版（太字、青色）刷り（一部手書き）であるのに対し、12、13、16、17は活字である。以下、既刊文献に未収録の文献を紹介してゆきたい。

### A-3 「題欠」

(一) 農商工業高等会議ノ職分並ニ議事ノ範圍ハ何ソ

(二) 同会議ノ重要ナル目的並ニ實際的応用

千八百八十二年一月十一日及同十月十三日閣令ニ依り同年ニ於テ同会議ニ代フルニ左ノ二会議ヲ以テセリ

#### 農業高等会議

##### 商工業高等会議

農業高等会議ハ法律委員若干名及農務省ニ於テ参列セシムヘキ必要ヲ認メタル委員ヲ以テ組織シ農業部農業水芸部山林部養馬部ノ四委員ヨリ成立ス

商工業高等会議モ亦前記会議ト同一ノ委員ヲ以テ組織シ特ニ該事業ニ於ケル専門家ヲ任用スルモノトス

該會議ハ関稅ニ関スル法律ノ草案、関稅ノ適用ニ関スル方法通商航海條約ノ草案、「アルジェリー」及其ノ他ノ植民地ニ適用スル商法ノ編纂、海上漁業及商船ノ奨励、植民地及移民問題並ニ政府ニ於テ同會議ニ付スヘキ必要ヲ認メタル諸般ノ事項ニ就キ審議シ意見ヲ提出スルコトヲ得又該會議ハ國務大臣ノ特許ヲ經テ或ル事項ニ付調査ヲ行フコトヲ得、但シ同會議ニ於テ意見ヲ提出スルモ其議事ノ範圍内ニアル諸般ノ問題ニ對シ必スシモ採用ノ要求ヲナスヲ得且同會議ハ國務大臣ニ於テ特ニ必要ヲ認メタル時ニ限り召集セラル、モノトス

農業高等會議モ亦之ニ同シ

(三)政府ハ時宜ニ從ヒ兩院ノ議決上ニ影響ヲ蒙ラシメンカ為メ該會議ヲ使用スルコトアルカ

該會議ハ政府ニ對シ參事會タル性質ヲ帶フルモノニシテ其職分トスル所ハ政府ニ對シ參考上ノ資料ヲ供給スルニアルカ故ニ政府ハ其意見ヲ使用スルコトアリ即チ閣令ヲ發布セントスルトキ若クハ議會ニ提出スヘキ法律ノ草案ヲ起草スルトキ又ハ兩院議事討論ノ際ハ該會議ノ意見ヲ引用スルモノトス

四政府ハ通例如何ナル場合ニ於テ該會議ニ對シ意見ヲ諮問スルカ

前記第二第三問ニ對スル解答中ニ指示シタル場合ニ於テ該會議ニ對シ意見ヲ諮問スルコト多シ

(五)該會議ノ決議ハ農商工業上ニ如何ナル影響ヲ及ホシ如何ナル効力ヲ有スルカ

該會議ハ政府ニ對シ參事會タル性質ヲ帶フルモノナルカ故ニ農商工業上ニ直接ノ勢力ヲ及ホスコトヲ得ス然リト雖モ該會議ノ意見ヲ採用スル官庁ハ諸般ノ要用ナル場合ニ當リ之ヲ利用スルモノニシテ該會議ノ決議ハ國產上ニ於ケル一般ノ利益及専門的事項ニ関シ政府ニ對シテ參考上ノ資料ヲ供給スルモノナリ

(六)該會議カ政府ノ行政上ニ必要ノ任務ヲ尽シタル著大ノ先例ハ何ゾ

著大ノ先例トスヘキモノハ農業及商工業兩高等會議カ從千八百八十九年至千八百九十年ニ於テ通商條約ノ改正ニ對シ

テ行ヒタル調査ニアリ當時兩會議カ各国ニ公刊シタル會議録ハ新聞稅制度ニ関スル兩院ノ討議進行中往々引用セラレタルコトアリ蓋シ之ニ依テ該會議ノ職分ヲ尽スヘキ場合並ニ該會議ニ付帶スル任務ヲ明解□□コトヲ得タリ  
 輒今ニ至リ商工業高等會議ハ穀物ニ関スル稅法一時中止ニ就キ当局官省ヨリ諮問ヲ受ケタルコトアリ當時議會ハ閉會中ナリシヲ以テ政府ハ該會議ノ意見ニ拠リテ責任ヲ帶フルコトヲ得タリ

〔解題〕騰写(太字、青色)版刷り。□は印刷不明箇所を示す。「アルジェリー」及其ノ他ノ植民地」の文言から、フランスの高等會議の性質についての質疑応答を記したものである。第三回農商工高等會議の討論の中で、田口卯吉がフランスの高等會議について言及している。<sup>(21)</sup>

『商工政策史』第四卷によれば、日本の農商工高等會議は、第一回においては、貿易關係事項のみが諮問されたが、第三回には諮問事項が農商工業全般に拡大された。<sup>(22)</sup> 本資料は第三回農商工高等會議の職分拡大に至る過程での参考資料になったものと思われる。前掲の田口卯吉の発言もこのことを裏付ける。

A-7 「諮問事項第一号ニ対スル答案ノ修正案」

外資輸入ニ関スル農商工高等會議諮問事項ニ対スル稗見

諮問事項第一号ニ対スル答案ノ修正案

金井延提出

凡ソ資本ノ安全ニシテ利益多キ所ニ流入スルハ經濟上一般ノ趨勢ニシテ猥ニ制止セント欲スルモ得ヘカラス而シテ本邦ノ如ク資本ノ需要急速ニシテ目下内地ノ供給之ニ伴フコト能ハサルニ当リ内外資本ノ共通ヲ図ルハ必要ノ事ニ属ス随テ法令制度ハ民情▽等ニ於テ其ノ共通ノ妨害トナルモノヲ廢改スルハ最モ急務タルヲ信ス然レトモ特別保護的ノ手



段ヲ以テ濫ニ外資ヲ輸入スルハ大ニ考慮ヲ要スヘキモノアリ特ニ政府保証ノ下ニ成立スル所ノ銀行ニ由テ外資ヲ輸入スルカ如キハ目下我邦ノ世界ニ對シテ有スル信用ノ程度ニテハ決シテ低利ノ契約ヲ為ス能ハサルモノニシテ而シテ銀行ノ貸出ス所モ亦實際ハ一地方ノ一部ニ限リテ一般經濟社会ニ及フ能ハサルモノナレハ策ノ最モ得タルモノニアラス斯ノ如キハ實際政府ノ手ヲ以テ一時ハ巨額ノ資金ヲ輸入シテ漫然之ヲ金融市場ニ散布シ忽チニシテ再ヒ之ヲ消失セシムルト其ノ結果ヲ同フス外資輸入ノ一方法トシテ又外債ヲ募リテ内債ヲ償還スルヲ以テ今日ノ急務ト為ス者アレドモ是レハ今日ノ如キ經濟社会變態ノ場合ニ於テ行フ可キ策ニアラス本邦ノ社會經濟全体ハ戰後世界ノ大勢上避ク可ラサル事情ノ變態ノ為メ變態ニ陥リ未タ其ノ常態ニ復セス之レカ為メ今後尚數年間ハ時々株式ノ低落輸入ノ超過等種々ノ困難アルヲ免レス国民ハ臥薪嘗膽ノ精神ヲ以テ之ニ堪ヘザル可ラス外債ニ依リテ内債ヲ償還スルモ未タ遽カニ經濟社会ノ變態ヲシテ常態ニ復セシメ一陽來復春日ヲ見ルガ如キヲ決シテ有ナカル可シ況ヤ外債ノ短所ニ對スル策ニシテ確立スルニアラザレバ徒ラニ負担ヲ將來ニ(重)□□シテ何□□利益モ之ナカル可キニ於テオヤ其他今日ノ變態ニ在リテ區々タル救濟策ノ如キハ偶マ以テ一部ノ株屋連ヲ救フテ其ノ今度ヨリ生スル倒産ヲ避ケシムルニ過キサル可シ斷シテ一般經濟社会ノ利益ヲ生スルコト能ハス然リト雖モ外資ヲ利用シ市場ノ景況ニ鑑ミ時々内債ノ一部ヲ吸取シ曩ニ三千余万ノ公債買取カ多少金融ヲ潤セシト同様ノ結果ヲ奏セシムルカ如キハ可ナリ此ト彼トハ頗ル相似タルモ同一ノ事ニアラス故ニ外資輸入ノ方法並ニ使用法ノ如何ニ關シテハ極メテ慎重ノ注意ヲ加ヘサルヘカラス

之ヲ要スルニ目下ノ場合ニ於テ為ス可キ所ハ唯法令制度等ノ外資輸入ヲ(防)害スルモノヲ廢改スルト政府カ自ラ低利ノ外債ヲ募リ之ヲ以テ交通機關ヲ始メ總テ經濟社会全体ノ生産力ヲ増大スヘキ国家事業及確實ナル(民業)民有鐵道航海事業ノ如キヲ云フ)ノ補助(此補助ハ極メテ嚴密ナル調査ニ依ラサル可ラス情實ノ為メ之ヲ容易ニスルハ不可ナリ)与ヘザルヲ原則トシ与フルヲ寧ロ例外トス可シ)ニ費ヤシ之ヲ整理擴張シ以テ間接ニ一般商工業ヲ振作スルノ道ト

ノ二者アルノミト信ス

〔解題〕 謄写（太字、青色）刷りに、インク及び鉛筆で訂正及び加筆を加えたものである。傍線は加筆を示す。

△ √は削除部分を示す。□は判読困難部分である。『第三回農商工高等會議事速記録』によれば、金井は本文を提出した後、討論の際に訂正箇所の一部を読み上げた。<sup>(23)</sup>それらは、削除部分と字句の訂正箇所のみであり、長文の追加は読み上げられなかった。

A-12 「農商工高等會議諮問案参考書類」（目録部分）

農商工高等會議諮問案参考書類目録

- 一 正貨及紙幣市場流通高表 \*
- 一 輸出入額十ヶ年間増減対照表 \*
- 一 全国平均金利点線表
- 一 東京金利点線表
- 一 自明治廿五年  
至同三十年 東京大阪労銀昂低表 \*
- 一 同 東京大阪物価昂低表 \*
- 一 各種株式会社社数并資本金高及社債券発行現在額表 \*
- 一 新設会社社数并資本金額表 \*
- 一 解散会社社数并資本金額表 \*
- 一 欧州ニ於ケル金利累年比較表 \*

- 一 大阪金利息線表
- 一 自明治廿五年  
至同卅一年 商品金銀比較对照表
- 一 輸出品価額国別表（金銀貨国別）
- 一 輸入品価額国別表（金銀貨国別）
- 一 外国為替相場表
- 一 民法、同施行法並商法草按中外国人ニ関スル規定
- 一 特別法令中農商工業ニ関シ外国人權利制限ノ規定
- 一 製品別全国工場及職工統計
- 一 工場及職工ニ関スル通幣一班
- 一 府県工業取締規則\*
- 一 明治三十年七月廿日以後同盟罷工報告表
- 一 工業試験所ノ組織規模\*
- 一 工業試験所ノ創立費\*
- 一 工業試験所業務
- 一 往年本邦ニ於ケル試験機関
- 一 現今本邦ニ於ケル試験機関
- 一 独逸帝国工業試験所ニ関スル支出金一覽
- 一 内務省衛生試験所工業品検査表（明治廿九年）

- 一 鉱山局地質課分析累年比較表
- 一 土地整理法発布ノ必要ナル理由
- 一 土地整理ニ関スル事例
- 一 第五回内国勸業博覧会美術工芸部ニ外国出品ヲ求ムルノ建議
- 一 蘇州日本居留地取極書\*
- 一 杭州日本居留地取極書\*
- 一 杭州帝国居留地所借用仮規則\*
- 一 杭州帝国居留地確定ニ付告示ノ件\*
- 一 抗州城内外土地租用ノ件\*

〔解題〕上質用紙に活字印刷されたものであり、参考書類の記載も同様である。\*を付したものは残存資料を示す。他は欠落している。参考書類のうち、「府県工業取締規則」は他に比較して大部なので別に掲げた(A-13)。目録の原資料には、いくつかずつ、内容の類似性にあわせ、空白により段落にまとめられているが省略した。参考書類には小さなものも多く、同一の紙に続けて記載されているものや、表裏に記載されているものもある。<sup>(24)</sup>\*を付したもののうちのいくつかを以下に紹介する。

A-12 同前(参考書類)

正貨及紙幣市場流通高表(部分)

正貨及紙幣流通高表(単位千円)

年 月	流 通 高			正 貨	國 庫 在 高			差引市場 流通高
	正 貨	紙 幣	計		正 貨	紙 幣	計	
26年6月末	47514	165270	212785	—	—	35772	177013	
26〃12〃	50672	185147	235819	—	—	37844	197975	
27〃6〃	52253	176621	230873	2418	41600	44019	186854	
27〃12〃	62711	185000	247711	2668	13956	16624	231087	
28〃6〃	67358	176361	243719	5276	10559	15835	227884	
28〃12〃	69738	212263	282001	2022	9500	11522	270479	
29〃6〃	69643	202108	271750	885	10891	11777	259974	
29〃12〃	76186	222188	300374	453	9647	10100	290274	
30〃6〃	80593	211421	292015	482	11565	12047	279967	
30〃12〃	91765	238705	330439	4392	14427	19359	311080	
31〃6〃	71904	189301	261206	8550	17803	26353	234853	

〔解題〕『農商務統計表』と接続する表である。<sup>(25)</sup> 同統計表所収表は三月と九月の数値が掲載されているのに対して、本表は月次データが収録されている。ここでは表のうち、六月と十二月のみ掲出した。『農商務統計表』には、正貨、紙幣の内訳が記載されているが、本表には合計値のみが記載されている。一方、本表には『農商務統計表』にない国庫在高が掲載されている点が特徴である。原資料には円の単位まで掲載されている。

A—12 同前(参考書類)続

欧州ニ於ケル金利累年比較表

欧州各中央銀行金利累年比較(單位分=%)

	1851—60	1861—70	1871—80	1881—85	1889	1895	1896
英 國	4.17	4.23	3.28	3.30	3.55	2.00	2.46
仏 國	4.30	3.55	3.94	3.34	3.18	2.10	2.00
獨 逸	4.05	4.56	4.30	4.20	3.70	3.06	3.66
奧 國	5.26	4.77	4.79	4.71	4.12	4.31	4.09
伊 國	5.35	5.69	4.85	4.74	—	—	5.00
和 蘭	3.60	3.98	3.40	3.56	2.50	2.69	3.03
白 耳 牙	3.62	3.59	3.60	3.66	3.62	2.61	2.48
平 均	4.27	4.30	3.71	3.93	3.44	3.14	3.25

〔解題〕幕末より明治中期に至る時期のヨーロッパ各国の金利動向を調査した表である。活字印刷に一部赤インクで訂正が加えられている。

### A—13 「府県工業取締規則」

#### 府県工業取締規則

- 一 製造所管理ニ関スル布達 明治十四年八月一日 警視庁
- 一 製造所建設等出願方布達 同年同月十二日 同
- 一 煙火取締規則 同廿年六月廿九日 同
- 一 同執行心得 同年八月十二日 同
- 一 鍛冶鑄物鑄掛工場取締規則 同廿二年十月廿八日 同

- 一 同執行心得 同廿四年四月廿二日 同
- 一 石油精製場貯藏場及運搬取縮規則 同年同月同日 同
- 一 同執行心得 同年五月二日 同
- 一 魚獸化製場取縮規則 同廿五年二月三日 同
- 一 同執行心得 同年同月同日 同
- 一 汽鐘汽機取縮規則 同廿七年四月廿六日 同
- 一 製造場取縮規則 同廿九年十月三日 京都府
- 一 同施行手続 同卅年四月六日 同
- 一 職工雇入止並紹介人取縮規則 同廿七年十二月十五日大坂府<sup>(4)</sup>
- 一 製造場取縮規則 同廿九年二月一日 同 \*
- 一 製造場取縮規則施行心得 明治廿九年二月七日 大坂府<sup>(4)</sup>
- 一 製造場所設置出願方県令 同廿二年五月四日 兵庫県
- 一 黄燐摺附木製造取縮規則 同廿三年八月卅日 同
- 一 汽鐘機取縮規則 同
- 一 職工營業主及紹介人取縮規則 同
- 一 火工場取縮規則 同廿一年五月廿九日 同
- 一 火工場取払ノ件 同廿一年五月廿九日 同
- 一 製造所建設出願方ノ件 同年同月同日 同

- 一 剝製鳥獸細工取締ノ件 同廿三年二月十七日 同
- 一 摺付木製造所取締規則 同廿三年十月六日 同
- 一 同取扱手続 同年同月十日 同
- 一 諸製造所建設規則 山梨県
- 一 燐寸軸木製造場取締規則 同廿七年五月廿三日 岩手県
- 一 黄燐製摺付木製造取締規則 島根県
- 一 工業場取締規則 同卅一年五月十四日 広島県

〔解題〕「府県工業取締規則」の目録部分のみを掲示した。二頁にわたり\*までが一頁である。年月の記載がない山梨県及び島根県の規則のうち、島根県の方は、付則の中に「此規則施行以前ノ建造ニ係ルモノハ明治二十六年三月三十一日限り第二条ニ記載シタル図面並ニ取調書ヲ添ヘ……」の文書が見える。

- (12) 農商工高等会議『第三回農商工高等会議議事速記録』、有隣堂、一八九九年。
- (13) 通商産業省前掲書。
- (14) 日本労働運動史料委員会前掲書。
- (15) 通商産業省前掲書二九―三三頁。
- (16) 農商工高等会議前掲書六五―六六頁。
- (17) 同右書一―三三頁及び、通商産業省前掲書三三―三四頁。
- (18) (19) 農商工高等会議同右書三三五―六、三三九―四〇頁。
- (20) 日本労働運動史料委員会前掲書一九四―八頁。
- (21) 田口は、島田三郎、中野武宮との共同提出建議である「製産ニ課スル租税ノ興廃増減ニ関スル建議案」に関する討論の中で、次のように発言している。「……先ツ今日吾々、即チ商工業家トシテ、其ノ税ガ何ニ属スルカ知ラヌガ、今日ノ帝國議會ハ組織上不完全ナル所ヨリシテ、製造人等ノ利害ハ大ニ代表セラレテ居ラス、然ルニ夫等ノ人ノ負担ニ属スル税ニ付テ見テ



モ、仏蘭西ノ高等會議ハ、斯ノ如キ税ノ興廢増減ニ関シテ、議權ヲ持テ居ルヤウニ感シマス、左レバ私ハ此ノ会モ斯ノ如キ權ヲ持ツヤウニ致シタイ……」(農商工高等會議前掲書二二九頁)この田口、島田、中野の共同建議は、「今後興廢増減セラルヘキ税種中製産ニ関スルモノニ就イテハ予メ其方案ヲ具シテ本会ノ意見ヲ諮問セラレンコトヲ希望仕」(同右書二二六頁)るという主旨であつたが、無修正のまま可決された。

(22) 第一回と第三回の農商工高等會議規則の変更点は、第三回の方が、「諮問に応じ審議し意見を開申し、または建議すべき事項の範圍が、貿易から農商工全般に拡大されている」(通商産業省前掲書三〇頁)点及び「議員の数が二〇人から三〇人以内を増加し、また臨時議員がおかれることになった(同右書)点である。

(23) 金井は次のように発言した。「……委員会ノ報告ト同じ言葉ヲ使ツテ「法令制度民情等ニ於テ其共通ノ妨害トナルベキモノヲ廢改スル」ト云フコトヲ申シマシタガ、此「民情」ト云フ字ガ少シオカシイ字デアリマスカモ知レヌデ……「民情」ト云フ字ハ取ツテ置イタ方ガ却テ宜シカロウト唯今ハ感ジテ居ルノデアリマス、ソレカラ尚ホ正誤ヲ致シテ置キマスガ、終イノ方ニ「国家事業及確實ナル民業(民有鉄道航海事業等ノ如キヲ云フ)」トシテ直ニ「ニ費シ」ト云フコトガアリマスガ、是ハ少シ分ラナイノデ、チョット或人カラ注意ヲ受ケマシテ……民業ノ保護ト云フコトデアリマス、「補助」ト云フ字ヲ入レテ置イテ載キタウゴザイマス……」(農商工高等會議前掲書三四〇頁)。

(24) 例えば、「新設会社数并資本金額表」と「解散会社数并資本金額表」は同一用紙に印刷されており、その裏面には目録になり、「解散銀行数及資本額表」が掲載されている。

(25) 本表と『農商務統計表』所収表が整合するのは正貨についてである。紙幣については本表は、大蔵省『明治三十年幣制改革始末概要』(『明治前期財政経済資料集成』一巻二所収)の掲載表と整合する。但しそれは二七年以後についてであり、二六年については『概要』表と本表は一致しない。なお、明治期の主要な書物による紙幣流通量の記載の差異について、後藤新一『日本の金融統計』、東洋経済新報社、一九七〇年を見よ。差異の原因は不詳である。